

(表面)

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

印

原 状 回 復 等 命 令 書

第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復またはこれに変わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条の規定により、1年以内の懲役または50万円以下の罰金に処される場合があります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 必要な措置
- 4 履行期限
- 5 報告期限
- 6 報告先

年 月 日

年 月 日

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

(裏面)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)

処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)